



流山市監査委員告示第3号

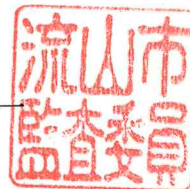
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和元年5月23日

流山市監査委員

佐々木

健



流山市監査委員

海老原

功



平成30年度
財政援助団体監査報告書
〔流山市役所職員互助会〕

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の対象範囲	1
第 6	監査の目的及び方法	1
第 7	団体の概要	2
第 8	財政援助の概要	4
1	名称	4
2	交付の根拠	4
3	交付の状況	4
4	交付目的・事業内容・公益上の必要性	4
5	補助額算定・交付方法・手続の適正性	5
6	実績報告書類による事業の履行確認	5
第 9	監査の結果	5
1	総合意見	5
2	個別意見	6

平成 30 年度財政援助団体監査報告

第 1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一
海老原 功一

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による
財政援助団体監査

第 3 監査の期間

自 平成 30 年 11 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 14 日

第 4 監査の対象

流山市役所職員互助会
所管部課：総務部 人材育成課

第 5 監査の対象範囲

平成 29 年度における流山市からの補助金交付に係る事務事業及び所管部課の当該補助金交付事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）。

第 6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成 29 年流山市監査委員告示第 7 号）に基づき、補助金の交付先である団体及び所管部課において、出納その他出納に関連した事務の執行が適正に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査対象団体及び所管部課から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による審査を行うとともに、本監査日においては監査委員が団体職員及び所管部課職員から説明を聴取して実施した。

第7 団体の概要

1 名称

流山市役所職員互助会

2 所在地

流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所内

3 代表者

会長 石原 重雄

4 組織

平成29年4月1日現在

流山市役所職員互助会は、次の組織により構成されている。

- (1) 役員 会長（副市長の職にある者）1名
副会長（福利厚生担当部長の職にある者及び主たる職員団体の代表の職にある者）2名
理事（会員の中から会長が指名した者4名及び主たる職員団体が推薦した者4名）8名
監事（会員の中から理事会が推薦した者）2名
- (2) 評議員 82名（課毎に1名とし、20名を超える課にあっては2名）
- (3) 事務局 事務局長（福利厚生担当課長）1名
事務局次長（主たる職員団体の推薦した者）1名
書記（福利厚生担当課の職員及びその他の職員）4名
- (4) 会員 1,100名

5 事業概要

流山市役所職員互助会は、会員の相互共済と福利増進を図ることを目的として次の事業を行っている。

- (1) 互助給付
- (2) 福利厚生事業
- (3) その他目的達成のため必要な事項

6 収支状況（平成 29 年度分）

歳入

（単位：円）

科目	予算額	決算額	説明
会費	8,318,000	8,014,070	会費
補助金	5,000,000	3,403,220	市補助金
諸収入	6,017,000	5,698,338	保険事業経理 5,312,635 駐車場事業経理 349,812 貸付金事業経理 22,763 定期預金利子 13,128
基金繰入金	1,510,000	1,510,000	組織充実活性化促進事業積立基金取崩し
前年度繰越金	5,406,000	5,406,639	
合計	26,251,000	24,032,267	

歳出

（単位：円）

科目	予算額	決算額	説明
互助給付費	5,400,000	4,853,200	【慶弔費等】 結婚祝金 390,000 出産祝金 570,000 弔慰金 340,000 花輪等 363,200 傷病給付金 120,000 永年勤続慰労金 1,510,000 退職慰労金 1,560,000
福利厚生費	5,739,000	5,718,299	クラブ活動補助金 1,120,000 ベネフィット・ワン加入費 4,598,299
補助金対象事業費	5,800,000	3,885,658	人間ドック助成金 1,700,000 精密検査受検者助成金 125,240 予防接種助成金 577,980 自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業 1,482,438
公租公課費	1,564,000	1,428,600	法人税等
事務費	2,014,000	1,898,041	臨時職員賃金等
予備費	5,734,000	0	
合計	26,251,000	17,783,798	

歳入総額 24,032,267

歳出総額 17,783,798

差引額 6,248,469

翌年度繰越金 6,248,469

第8 財政援助の概要

1 名称

流山市役所職員互助会補助金

2 交付の根拠

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- ・流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号）
- ・流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱（平成4年流山市告示第78号）

3 交付の状況

（1）補助金交付手続

平成29年5月18日	補助金交付申請
平成29年5月18日	市から補助金交付決定通知
平成29年5月18日	補助金概算交付請求
平成30年3月31日	事業変更等承認申請
平成30年3月31日	市から補助金変更交付決定通知
平成30年5月7日	補助金実績報告書提出
平成30年5月14日	補助金精算

（2）交付状況

平成29年5月31日	5,000,000円
平成30年5月14日	1,596,780円返納
合計	3,403,220円

4 交付目的・事業内容・公益上の必要性

流山市職員互助会の会員の福祉の増進を図るため、互助会が行う福利厚生事業に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

補助対象経費は、福利厚生事業及び自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業の実施に要する経費としている。

福利厚生事業は、人間ドック助成金・精密検査受検者助成金・予防接種助成金としている。

自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業は、千葉県市役所職員文化体育大会及びその他流山市役所職員互助会長が適当と認める大会としている。

5 補助額算定・交付方法・手続の適正性

補助上限額について、流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱第4条において、事業の実施に要する経費の相当額とし、福利厚生事業では6,000,000円、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業では1,500,000円としている。

補助金交付申請書の補助金の算出基礎は、補助金交付申請書に添付された、平成29年度流山市役所職員互助会事業計画書、収支予算書のとおりとし、福利厚生事業、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業として、補助の交付申請額を5,000,000円としている。

補助金交付申請手続については、おおむね適正に行われていた。

6 実績報告書類による事業の履行確認

実績報告書・精算書及び添付書類は、おおむね適正に行われていた。

第9 監査の結果

1 総合意見

監査した範囲において、補助金の補助目的に沿った事業の執行については、おおむね適正と認められた。

流山市役所職員互助会は市職員から構成されており、その内部事務を市職員が担っていることから、厳正かつ適正な事務の執行を確保する必要がある。しかしながら、福利厚生費のクラブ活動補助金の交付事務においては、支給基準となる例規の定めがなく、各クラブから提出される事業計画や収支報告書を基に流山市役所職員互助会事務局が総合的に判断をして支給額を決定していた。適正な事務手続を行うためにも要綱等を整備することを要望する。

また、繰越金の財源が補助金でないものの、繰越金額が補助金額以上となっていた。流山市役所職員互助会の組織を維持していくために繰越金が必要であることは理解できるが、補助金交付目的である福祉増進を果たすため、会員・評議員からのニーズをくみ取り、会費を主要財源としているので、収支バランスを考慮し繰越金を有効活用できるよう事業活動を検討する必要がある。

補助金を交付する側としての人材育成課は、今回の監査結果を踏まえ、自らの補助金執行に関わる部分はもちろん、流山市役所職員互助会の指導・監督にも当たられたい。

併せて、流山市役所職員互助会と人材育成課は、共に連携し、事業活動の充実に取り組まれたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの、「指摘事項等一覧」(下表)のとおり、検討・要望事項が認められた。

検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領(平成26年4月1日制定)により通知を求めるものとする。

【指摘事項等一覧】

	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総務部 人材育成課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市役所 職員互助会	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項(軽易な誤りを除く。)
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

調査した範囲において、指摘事項は認められなかった。

(2) 検討・要望事項

・福利厚生費のクラブ補助金において、明確な支給基準となる例規を定めていなかった。適正な事務手続を行うためにも、要綱等を整備することを要望する。

(流山市役所職員互助会)

・期中において中間決算を実施しているものの、その手続が明文化されていなかった。中間決算手続を明文化することを要望する。

(流山市役所職員互助会)